

## 財政援助団体等監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおり(部課等の名称は、監査の期間の末日時点の名称)である。

1 (出資団体監査) 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団 ・市の出資比率 100.0% ・団体の所管課 健康福祉部 障害保健福祉課
2 (公の施設の指定管理者監査) 遠鉄アシスト株式会社 ・公の施設 浜松こども館 ・施設の所管課 こども家庭部 こども若者政策課

### 第3 監査の範囲

- 1 出資団体については、主に令和6年度及び令和7年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 公の施設の指定管理者については、令和6年度及び令和7年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。  
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

### 第4 監査の期間

令和7年11月4日から令和8年2月20日まで

### 第5 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

### 第6 監査の結果等

#### 1 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

#### 2 監査の結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

## 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

(所管課：健康福祉部 障害者政策課(旧：障害保健福祉課))

### 浜松市社会福祉事業団の経営状況等について

#### 【現状及び課題】

浜松市社会福祉事業団は、令和4年度から経常増減差額が3期連続のマイナスとなり、純資産額の減少が続いている。

#### 【団体の経営成績・財政状態】

(単位：千円)

区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業活動 計算書	経常収益	1,538,293	1,594,926	1,605,217	1,650,535	1,731,137
	経常費用	1,517,511	1,521,622	1,639,487	1,697,752	1,816,860
	経常増減差額	20,782	73,304	△ 34,269	△ 47,216	△ 85,723
貸借 対照表	資産	1,051,246	1,127,739	1,133,123	1,100,412	1,115,024
	負債	647,641	651,060	690,815	706,398	796,922
	純資産	403,605	476,678	442,307	394,014	318,102

(注)表にあつては千円未満を切り捨てて表示している

- ・浜松市社会福祉事業団は、障害に関する相談、早期発見・早期療育、リハビリテーションまでの一貫した支援を目的として、平成4年7月に開所した浜松市発達医療総合福祉センターの管理運営を行うため設立された。
- ・指定管理事業として、当施設内の診療機能を持つ診療所、就労支援、生活介護等を行う福祉センター、相談事業所等の事業を実施するとともに、市からの受託事業として発達支援広場等の事業を実施している。また、指定管理事業を補完する自主事業として、児童発達支援事業所「ひくまの丘」等の運営を行っている。
- ・経営健全化に向け、診療報酬及び障害福祉サービス等報酬の各種加算の取得や施設の稼働率向上に取り組んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え、直近の診療報酬の改定における一部点数の引き下げ、勤務医師の退職等に伴う年間の診療件数の減、障害児通所給付費加算の算定見直し等により、令和4年度以降の経常増減差額はマイナスが続いている。
- ・このため市は、近年の人件費や物価高騰等の影響による令和6年度及び7年度の指定管理料の不足分について、補正予算により事業団へ追加支出した。

## 団体に対するもの

### 【意見】

- ・浜松市社会福祉事業団は、社会情勢の変化をとらえ、ニーズに適応したサービスの提供を図るとともに、経営健全化に努められたい。また、赤字となっている自主事業の在り方についても、存廃も含め改めて検討されたい。
- ・経営効率化によっても赤字解消が難しい事業については、財政支援の必要性、内容、金額を正確に見積もり、必要額を所管課へ求める等の対応策を検討されたい。

## 所管課に対するもの

### 【意見】

- ・障害者政策課は、市内の民間の障害福祉サービス事業者等とのすみわけを図り、浜松市発達医療総合福祉センターが持つ専門性や施設機能が最大限発揮できるよう、同施設が担うサービスの範囲を明確にしたうえで、指定管理者として行う事業を精査し、適正な指定管理料の算定に努められたい。

## 第7 監査対象の概要

監査の期間の末日時点における監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

### 1 社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団(出資団体監査)

#### (1) 出資団体

浜松市浜名区高菌 775 番地の 1

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

理事長 福田 哲巳

#### (2) 団体の概要

設 立	平成4年2月26日
設 立 目 的	在宅心身障害者の自立と社会参加を促す拠点施設として浜松市が設置した「浜松市発達医療総合福祉センター」の管理運営のために設立され、平成4年2月19日に認可。
組 織 〔令和7年3月31日現在〕	ア 役員等 19人 (理事長1人、理事6人、評議員10人、監事2人) イ 職員 267人(正規154人、嘱託113人)
主 な 事 業	ア 浜松市発達医療総合福祉センターの指定管理 イ 浜松市地域活動支援センター事業 ウ 浜松市保育所等巡回支援事業 エ 浜松市発達支援広場事業 オ 浜松市立小中学校訪問看護業務事業 カ 浜松市発達障害者支援センター事業 キ 浜松市障がい者相談支援センター事業 ク 浜松市医療的ケア児等相談支援センター事業 ケ 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」の運営 コ 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」の運営 サ 相談支援事業所「シグナル リバティ」の運営
市 と の 関 係	出資金 3,000,000 円(100.0%)
所 管 課	健康福祉部 障害保健福祉課

## 2 遠鉄アシスト株式会社(公の施設の指定管理者監査)

### (1) 指定管理者

浜松市中央区丸塚町 541 番地の 20  
 遠鉄アシスト株式会社  
 代表取締役 米田 典弘

### (2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松こども館
所在地	浜松市中央区鍛冶町 100 番地の 1 ザザシティ浜松中央館 6・7 階
施設の概要	鉄筋コンクリート造 延床面積：3,043.41 m <sup>2</sup> (6 階：2,338.10 m <sup>2</sup> 、7 階：705.31 m <sup>2</sup> ) 6 階 事務室・ホール・サウンドプレイルーム・乳幼児広場等 7 階 おやつ工房・ワークショップ・託児室・会議室・屋上庭園等
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
指定管理料	105,600,000 円(令和 6 年度分) 99,819,600 円(令和 7 年度分)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 職員の人事管理全般(業務分担、給与管理、職員研修等) イ 各種委託に関する業務(清掃、展示遊具保守点検、警備等) ウ 施設、設備の小修繕に関する業務 エ 自動販売機の設置、管理に関する業務 オ 展示遊具の管理(日常点検及び清掃、使用に関する指導・助言) カ もの作り事業(集団遊び、リズム遊び、工作、おやつ作り等) キ 子育て支援事業(子育て関連情報提供、子育て相談、託児) ク 市民ボランティアの募集、研修、指導助言 ケ 広報事業(広報はままつ、ホームページ、SNS等)
所管課	こども家庭部 こども若者政策課